

飯島賢二の

やさしく解決!

第9回



株式会社 飯島 綜研
代表取締役 飯島 賢二

難問道場

Q 個人情報保護法の民間施行が始まると聞きますが、どのような点に注意したらいいでしょうか。是非、教えてください。

A

いよいよ「個人情報保護法」の民間施行が、この4月から始まります。法令の概要等は、もうすでにご承知の方が多いはずです。

今回は基本的なポイントだけご説明します。この法律を守る義務があるのは「個人情報取扱事業者」である民間事業者、つまり過去6ヶ月間継続して5,000人を超える個人データを持っていることです。この個人データとは顧客情報はもちろん、社員情報も含まれるということです。としますと、1枚の名刺から個人の病歴が記載されたカルテ、遺伝子情報に至るまで様々であり、一般事業者に限らず、私立病院、私立学校、NPO等、多くの場合が「個人情報取扱事業者」に当てはまると言えそうです。

さて、詳細の解説は別に譲るとして、こんな時どうなるのか……いくつかの事例を紹介しましょう。(岡村久道・鈴木正朝著『個人情報保護法』2005年日本経済新聞社刊参照)

例1 飲食店でより充実したメニューづくりのため、顧客情報を活用しDMを送った。お客様の一人から「DMを送って良いと言った覚えはない」と強い抗

議を受けた……

これは法令違反です。個人情報を取得する場合は、利用目的を本人に通知・公表する必要があり、またその目的以外に利用してはならない……となり、法令に違反します。

例2 電子メールで「cc」欄で送ってしまい、ほかの顧客のメールアドレスが全部見える状態になってしまった。当然、苦情が殺到した……。

アドレスが特定できれば、個人情報の漏洩に当たります。今後は了解している場合を除き、絶対「bcc」欄にアドレスを入れないと、大変なことになります。新人やパソコンが苦手な人に、きちんと教育することが重要になってくるでしょう。

まだまだ、たくさんの事例があります。いやはや、大変な時代になってきました。法令ができた以上、守るのが義務です。勉強、勉強で、今日もまだ、眠れそうにありませんね。

